

くらし支える相談センターニュース 第27号

電話番号 052-916-7702 (FAX兼用)

電話受付時間 月曜～金曜 午後1時～午後5時 北区平安2-1-10-701

E-mail: kurashi.soudan@gmail.com 2016年3月4日発行

●久しぶりにニュースをお届けします✉

相談センター(火)(木)曜日もホウネット会員相談員、対応する方向



3月まで
あとひとふんまり

募金目標達成!!

1月はお休みが多いこともあり相談件数は延べ8件で、昨年(10件)を下回り、このところの減少傾向が続いています。このため、役員が居住地の団地へチラシ配布を行うなど、宣伝の工夫が始まっています。相談員体制は厳しいことには変わりはありませんが、今までの月・水・金曜日に加え、火・木曜日もホウネット会員の相談員で対応する方向ですめています。財政では、昨年に続き年間の募金目標を達成。ただし財政のひっ迫は恒常的であり、3月までもうひと踏ん張りして募金を広げましょう。

最近のブログへのアクセスで多いのは、何ととっても「子ども食堂」。このほか「住宅扶助 名古屋」「生活保護 収入認定除外 高校生」「困りごと相談」のキーワードなどでの検索もあります。

最近の相談から

とり下げた生活保護申請 もう一度申請

相談内容と相談対応

Aさんは70歳。生活保護の受給を希望。厚生年金月8万5千円。年金から国保料1200円、介護保険料4000円が引かれている。家賃3万5千円。手持ち金約10万円。高血圧などで通院希望。兄弟がいるが交流なし。

昨年8月に一度、生活保護申請した。その際、医療扶助(病院などにかかる費用、治療材料などを保護費として受けられる)の説明を受けずに健康保険証を回収されたので、医者にかかれなくなることを心配したAさんは、申請を取り下げた。

Aさんは「高齢者事業団の仕事があれば、生活保護を受給しなくても済む」と躊躇しているが、現在仕事はない。

「仕事もなく体調も悪いのであれば、療養が必要」など、相談員にすすめられ再

度、申請することにした。

「ひとりでは不安」とのこと、相談員が申請に同行。

面接の際、前回の申請時、医療扶助の説明が不十分であったことを、同行した相談員が指摘。手持ち金の認定、ケースワーカーの決定、公共料金等の減免手続きなど、申請手続きがスムーズにすすみ、Aさんは安心した様子であった。

知りたい生活保護のこと よくある疑問に答えます

今回は「生活保護」についての疑問にお答えします。前号と同じく「赤旗日曜版」8月30日号の記事を引用してご紹介します。



働いていたり、年金を受け取っていても生活保護は受けられますか



給料や年金の額が最低生活費以下であれば差額を受給できます。傷病や児童扶養などの手当があっても同様です。



「家族や親族に面倒見てもらえ」「援助（扶養）できるか、家族に問合わせる（扶養照会）」と言われた

A 親族の援助は、生活保護の受給の要件ではありません。しかも親族に求められる援助も、「通常の生活をして、余裕があればしてください」というもので、強制されるものではありません。生活保護法では「扶養（援助）は保護に優先する」としていますが、この意味は「仕送りがあったらその分、保護費を減らす」というもの。虐待やDVの被害者だったり、連絡しようとする親族が20年ぐらい長年音信不通だったり、未成年や70歳以上の高齢者だったりする時は、問い合わせを差し控えてもらうことができます。



不正受給が多いとか、ぜいたくしている人もいるとの声も聞きますが...

A 不正受給はいけません。ただ、生活保護全体からみた不正受給額は1%にも満たない額です。生活保護受給者の多くが不正をしているというのは大きなまちがいです。ぜいたくしているのではないかという人もいますが、家賃を含めて月12万~13万円の保護費では、ぜいたくはできません。日本では受給資格がある世帯のうち、約80%が生活保護制度を利用していません。ヨーロッパでは6割を超える利用率なので、日本は利用者が少ないのがわかります。

たまり場 だより

ちんちん  **パソコン教室** 2"す

毎週金曜日の夜7時から、相談センターを利用し、パソコン教室を行っています。最近講師を入れて3-4人が集まっています。講師が一番若くて50代、米寿の人もいます。（上にっく）

ホウネット総会日程 など **決まる!!**

5月2日(土) 13:30~ (予定)

ご予定ください
どなたでも
参加OK

- 当日のなみれ
- ホウネット総会 事務所15周年記念報告
 - 記念企画 藤田考典氏の講演 (CNPOほとぶらす代表)
 - 懇親会

世間話をしながら、スマホやパソコンの使い方を教えてもらっています。

最近写真の整理の質問が多いようです。

どなたでも参加できます
相談員研修会
第25回
今回は労働者派遣法

- と き 3月9日(水) 18時半~
- と ころ 北生涯学習センター
- テーマ 労働者派遣法について
派遣法の基礎と改正点
- 講 師 白川秀之弁護士
(名古屋北法律事務所)

戦争法廃止をアベ政治をゆるさない
定例宣伝行動

- と き 4月1日(金) 18時~
- と ころ 大曽根駅前
みんなで「戦争法は廃止、9条守れ」
「野党は共闘」と声を上げましょう。

くらし支える相談センターとは

「弁護士法人名古屋北法律事務所」と「暮らしと法律を結ぶホウネット」が共同で運営。市民の皆さんの暮らしの困りごと、医療や福祉・介護、子育てや教育、雇用・失業や経営問題など、生活に関わるあらゆる相談を電話で受付し、地域の専門の団体や個人の方々の力も借りながら解決に向けお手伝いをしています。

<無料法律相談も>

毎週金曜日13時30分~15時

くらし支える相談センターにおいて
事前予約制です。相談センターまで

藤田考典氏の著書

「下流老人」 

を語る会

3/16(水)・30(水)

18:30~

名古屋北法律事務所会議室にて